「生活衛生融資」のご案内

区分	組合未加入者	組合力	口 入 者
融資の種類	一 般 貸 付	振興事業貸付	生活衛生改善貸付 (無担保·無保証人)
対 象 者	生活衛生関係営業を営む方	生活衛生同業組合の組合員の方	生活衛生同業組合などから経営 指導を受けられている方(6ヵ月以上)
融資限度額	7,200万円~4億8,000万円	・設備資金:1億5,000万円 ~7億2,000万円 ・運転資金:5,700万円	2,000万円
融 資 期 間 (うち据置期間)	・設備資金:13年以内(1年以内)	·設備資金: 20年以内(2年以内) ·運転資金: 7年以内(2年以内)	·設備資金:10年以内(2年以内) ·運転資金:7年以内(1年以内)
要件	申込金額が500万円超の場合は、 「推せん書」が必要	生活衛生同業組合の長の「振興 事業に係る資金証明書」が必要	・最近1年以上、同一地区で同一 事業を営んでいること ・所得税、法人税、事業税、住民税 等を全て完納していること
新規開業	0	0	×
店の改装	0	0	0
設 備 更 新	0	0	0
運転資金	×	〇 (注2)	0

【例】設備資金1,000万円借入・無担保・7年返済

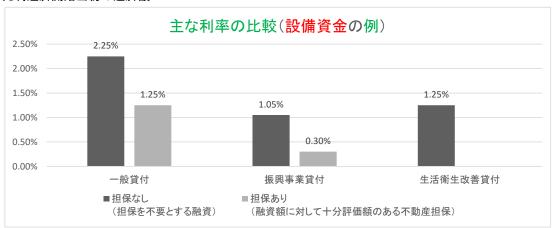
(注)利率は、令和6年4月1日現在です。

利率	設備資金	基準利率 2.25% (注1)	特別利率C 1.05% (注1) (1.35%─最大0.3% [※])	
个小学	運転資金		基 準利率 2.25%~1.55% (注2)	10.0

総返 済額 _(概算) 設備資金 約1,080 (約13.8万		約1,044万円 (約12.9万円)
---	--	------------------------------

*()内は、元利返済開始当初の返済額

└一般貸付と比較:利息は約43万円お得!

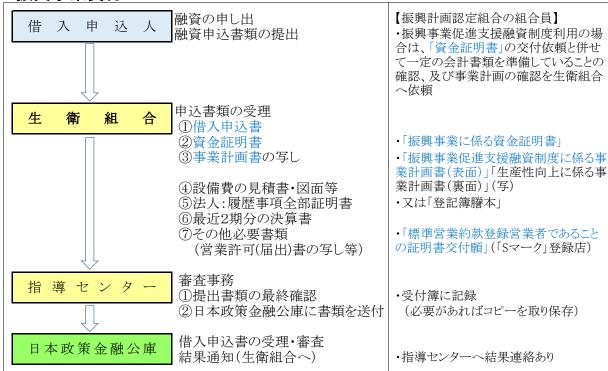


- (注1)返済期間、担保・保証人の有無等によって、利率は異なります。
- (注2) 標準営業約款登録営業者(Sマーク登録店)に係る運転資金は、特別利率Aとなります。
- ※ 事業計画書を策定し、振興計画認定組合から一定の会計書類を準備していることの確認及び事業計画の確認を受けた方は、0.15% 引き下げられ、生産性向上に資する取組を行う方は、さらに0.15%(合計0.3%)引き下げられます。
 - ─ 生産性向上に係る事業計画書:生産性向上ガイドライン・マニュアル(厚生労働省2018年度策定)に基づく取組み
 - 新型コロナウイルス感染症特別貸付(コロナ特別貸付)と新型コロナウイルス対策衛経(コロナ衛経貸付)・取扱期間:R5年9月末⇒R6年6月末まで延長・貸付後3年間の利率引下げ(利率低減措置):0.9%⇒0.5%に縮減

「生活衛生融資」手続きの流れ(組合加入者)

1 振興事業貸付

様式改正:R3.4.1「押印」欄削除



2 生活衛生改善貸付(衛経)

様式改正:R3.6.18「押印」欄削除、R4.7.1「創業年月」欄追加

